



	<p><u>由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</u></p> <p><u>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる試験</u></p>	<p>1件につき1,900円</p> <p>1件につき800円</p> <p>1件につき1,900円</p>			<p>ウ 略</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき1,900円</p> <p>1件につき1,900円</p>
--	---	--	--	--	---	---------------------------------------

<p>以外の試験  <u>(イ) 令第33条の6の2  第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		
<p>ウ 略  (4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験  ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>	<p>ウ 略  (4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験  ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>
<p>以外の試験  <u>(イ) 令第33条の6の2  第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		
<p>イ 略  (5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験  ア 略  イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>	<p>イ 略  (5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験  ア 略  イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>
<p>以外の試験  <u>(イ) 令第33条の6の2  第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		

	<p><u>得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</u></p> <p>ウ 略 (6) 略</p>	
13・14 略		
15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>ア 一の種類に係る免許証を交付する場合</p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる場合</u> 1件につき2,050円</p> <p><u>以外の場合</u></p> <p><u>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する場合</u> 1件につき1,700円</p> <p>イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合</p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる場合</u> 2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p> <p><u>以外の場合</u> 2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p>	

	ウ 略 (6) 略	
13・14 略		
15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>ア 一の種類に係る免許証を交付する場合</p> <p>イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合</p>	<p>1件につき2,050円</p> <p>2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p>

	(イ) <u>令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する場合</u>	<u>1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</u>
	(2) 略	
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>2,250円</u>
17～28 略		
29 講習手数料	(1)～(10) 略 (11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 ア・イ 略 ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 (ア) <u>令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習</u>	略
	(イ) 略	

	(2) 略	
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>3,500円</u>
17～28 略		
29 講習手数料	(1)～(10) 略 (11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 ア・イ 略 ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 (ア) <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習</u>	略
	(イ) 略	

(12)～(14) 略
30・31 略
備考 略

(12)～(14) 略
30・31 略
備考 略

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。